

応神天皇 恵我藻伏岡陵飛地に号土留板柵設置その他整備工事に伴う立会調査

はじめに

本飛地（向墓山古墳）は、大阪府羽曳野市白鳥3丁目に所在し、羽曳野市役所南側に位置する一辺約60mを測る大形の方墳である。応神天皇陵飛地は号の東に隣接して、応神天皇陵からは南西約0.6kmの位置にあり、古市古墳群の中核地域を形成する（第79、80図）。

住宅地に面する墳丘東面と南面で、排水路と土留めの整備工事が実施される予定となったため、平成24年1月に事前調査をおこない、その成果については本誌第64号に報告したところである⁽¹⁾。

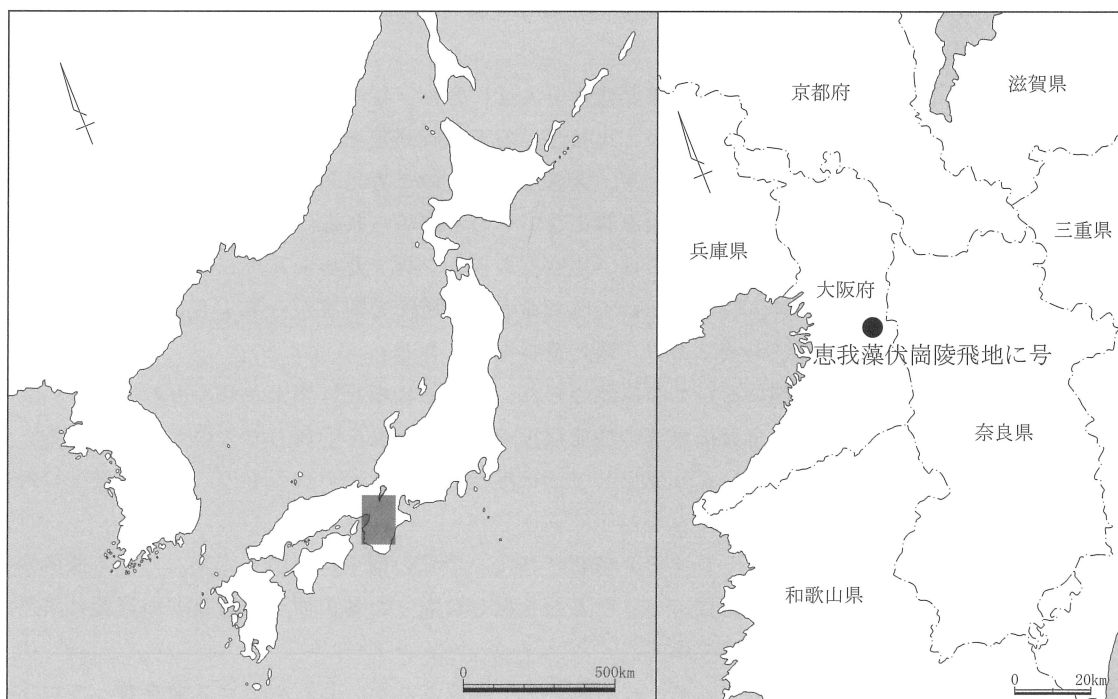
今回の報告は、先の事前調査の結果を踏まえて実施された工事に並行しておこなった立会調査の報告である。調査は、平成25年2月19日～21日の間、本部職員が古市陵墓監区事務所の協力を得ながら実施して、その他の工事期間中は、古市陵墓監区事務所職員が随時立ち会った。

1 平成23年度事前調査の概要

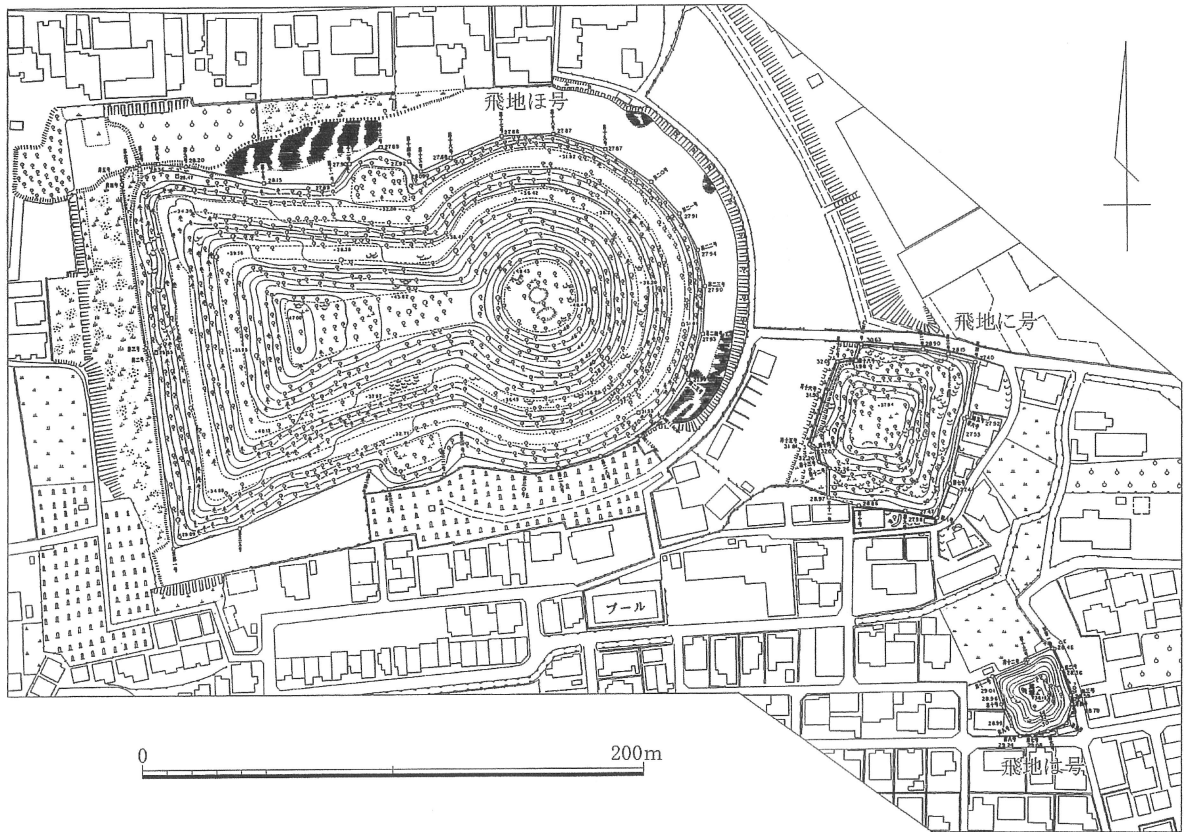
事前調査の詳細は本誌第64号に譲るとして要点を示すと、墳丘東面は第1・4・5トレンチで葺石あるいは葺石である可能性が高い礫面を検出しているが、他のトレンチの状況から、墳丘裾から第1段斜面にかけては広く削られており、葺石の多くは失われている可能性が高いと考えられる。その後、近世以降に盛土がなされて、墳丘の現況が形成されたと考えられる。南面は、墳丘第1段テラス面と埴輪列を確認したが、墳丘裾と第1段斜面は東面同様に既に失われている可能性が高いと考えられる。

参考に、事前調査で確認した土層について再掲しておく。

- I層 表土。黒褐色腐植土。すべてのトレンチで認められる。
- II層 既設工事の埋戻し土。暗黄褐色と黒褐色の土を主体とする。平成19年度実施の外構柵設置工事範囲に近い第1トレンチでのみ認められる。
- III層 後世の盛土。すべてのトレンチで確認された。第3・4・6トレンチでは3～5層に細分される。



第79図 恵我藻伏岡陵飛地に号 概略位置図（1/25,000,000、1/2,000,000）



第80図 恵我藻伏岡陵飛地に号 位置図 (1/3,000)

しかし、堆積状況から、盛土が一定の時間経過の中で流出した2次堆積と考えられるものなども含んでいる。そのため、特徴から以下のとおり5つに細分されるものの (a～e層)、墳丘への直接的な盛土の回数としては、多くても3回ほどと考えられる (a～c層)。

- a層 第3・6トレンチで確認された。比較的堅緻な土層で斜面を広く覆う。礫と遺物を多く含むが、第3トレンチはやや少ない。
- b層 第3～5トレンチで確認された。礫と遺物を大量に含む。特に第3トレンチは、ほぼ礫層といえるほど礫の含有が顕著である。c層と比較して若干の時間差をおいて形成されているようであるが、後述のとおり特徴は類似しており、大きな差はないと考えられる。また、例外的に第4トレンチでは粘土を多く含んでおり、礫を含まないものも認められる。
- c層 この層に該当すると考えられるものは、すべてのトレンチで認められた。墳丘面に対しての最初の盛土と考えられる。具体的な時期は不明であるが、断面の観察から第4トレンチで確認した裾部の暗渠排水溝が作られた後である。礫と遺物を多く含む。
- d層 第4トレンチの墳丘裾部においてのみ認められ、直接的に墳丘に盛土されたものではない。盛土の中でもっとも古く、暗渠排水溝の機能回復を目的に土堤を形成したものと考えられる。
- e層 盛土の後、降雨などの影響により流出して2次堆積したと考えられるもの。直下の盛土に対応すると考えられる。
- IV層 墳丘削平後の流土。第2・5トレンチで確認された。墳丘の削平は地山まで及んでいる箇所が多いが、III層が形成されるまでの間に、いったんむき出しになった地山面が降雨などの影響により流出して堆積したと考えられる土層である。
- V層 遺構面を直接覆う堆積土。第1・4・6トレンチで確認された。葺石やテラス面を覆っている築造後最初の堆積土である。

VI層 墳丘盛土。第3・6トレンチで確認されている。周辺の基盤層である段丘砂礫層を起源とすると考えられる（VI b）。礫を大量に含んでいるため、テラス面は化粧土（VI a）により整地されたと考えられる。

VII層 地山。黄褐色～灰褐色を呈する粘土の場所と、赤褐色を呈する砂の場所がある。いずれも堅緻な土層である。

2 調査の所見

工事は、崖状となった墳丘裾へ土留板柵を設置して、その内側に墳丘から流出する雨水を墳丘北側の市道へ導くためのU字溝を設置するものである。事前調査第6トレンチを設定した界標第10号付近から、墳丘南側の裾を西から東へ進み、墳丘東南隅で北へ屈曲して墳丘東側の裾に沿って、次第に高さを減じながら最終的に界標第4号付近で本飛地の北側にある市道の下水管へとつないでいる。

事前調査の結果を踏まえて、土留板柵の設置は境界線に接する位置を基本として、特に葺石を確認した箇所については、その範囲の外側となるよう配慮した。

調査箇所 調査の対象となる掘削箇所は、土留板柵の支柱を入れるための長さ約0.3 m × 幅約0.3 m × 深さ約0.5 mの壺掘り箇所と、市道へ接続するための集水枡の設置箇所1箇所、及び陵墓地外となるが付帯工事としての市道への接続に伴う排水管設置箇所である。

以下に、集水枡設置箇所の所見を中心に示して、他の掘削箇所について補足的に記述しておきたい。土層の標記は事前調査と同じである。

集水枡設置箇所は、事前調査第1トレンチの北側に隣接する位置である。東西1.1 m × 南北1.1 mで、深さは西面において、1.7 mを測る（第81⁽²⁾、82図、図版46-1、2）。

土層は、表土（I）の下に周辺の外構柵設置工事による埋戻し土が認められる（II）。その下には比較的厚く盛土（III c）が堆積する。その下の標高26.5 m付近に礫を多く含む比較的堅緻な土層が検出された。この土層は他の盛土などと比較して薄く堆積しており、ほとんど傾斜をもたない。また、礫のほか原形をとどめない非常に微細な土器または埴輪片が少量含まれていた。そして、この土層の直下に地山（VII）が検出された。

ところで、ここで問題となるのは礫を含む地山上に堆積した土層である。事前調査では第1トレンチも第4トレンチと同様に葺石が残る可能性を考えて、V層と位置づけた。しかし、今回の調査の結果、この認定には変更が必要であろう。つまり、今回の調査の所見から先の事前調査でV層とした葺石直上と考えた土層は、いったん地山まで削られた墳丘面に、葺石だった石材を巻き込みながら2次的に堆積したものと考えられる。よって、遺構面を直接覆う堆積土ではなく、V層と考えるよりは、IV層と考えるべき土層と判断される。第1トレンチの斜面の傾斜が17度と、他で確認されている墳丘斜面と比較して緩斜面だったこともこれで理解できよう。

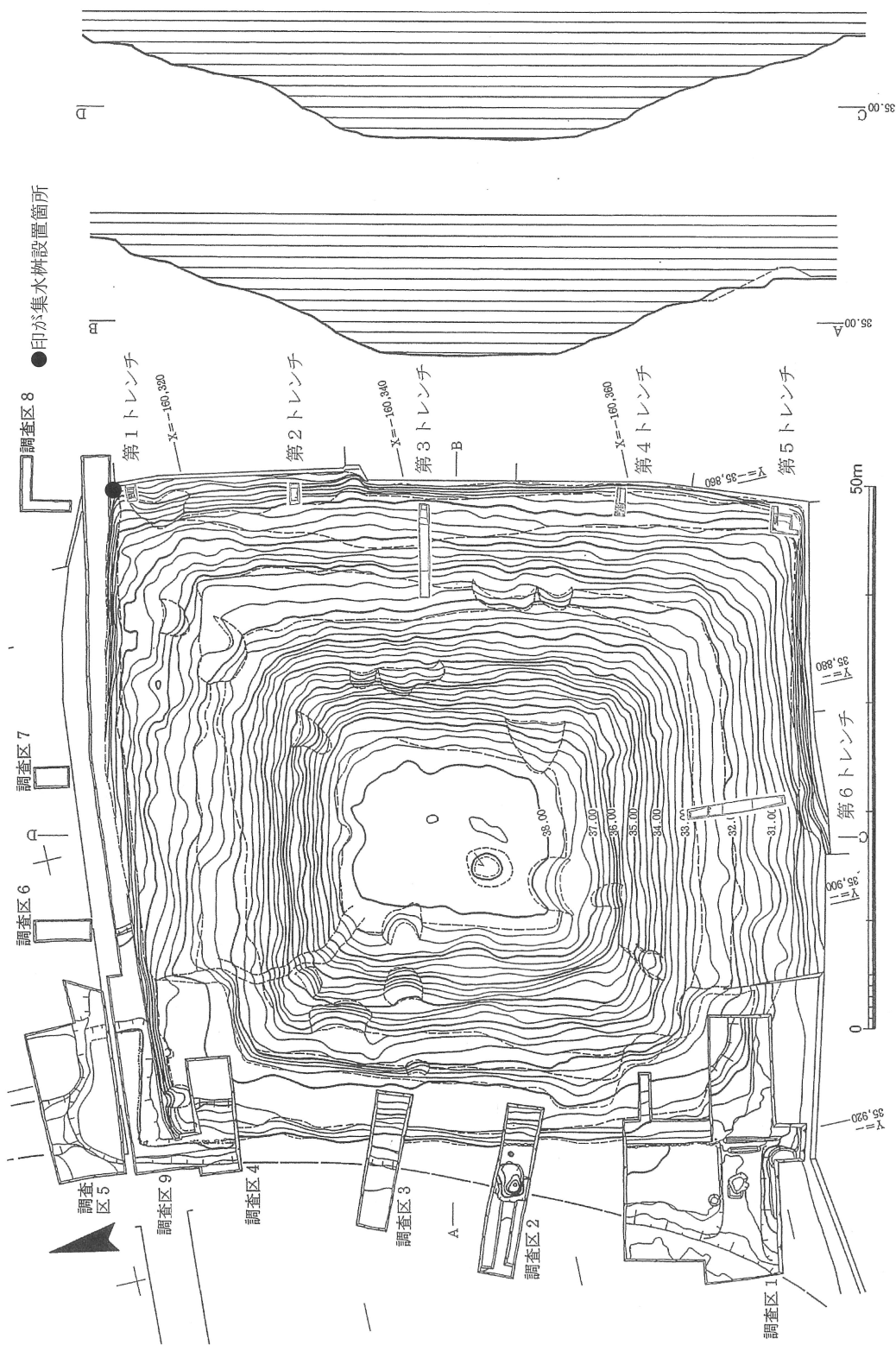
このことから、墳丘北東隅付近では本来の墳丘面が残存している可能性は低いと考えられる。

支柱を設置する壺掘り箇所の状況は、集水枡設置箇所と基本的に同じである。

排水管設置箇所は、市道の下に設置されている下水管へ接続するために掘削されたもので、集水枡設置箇所とほぼ同程度の深さまで掘り下げたが、集水枡設置箇所を確認した地山が確認された。断面を観察する限り、地山上面はすべて削られた状態にあり、本来の墳丘盛土や葺石等が確認されなかった点も同様である（図版46-3、4）。

なお、各調査箇所とも、掘削作業に伴う遺物は出土していない。

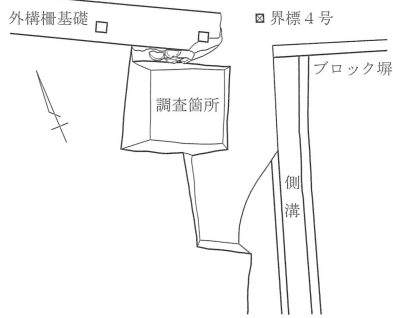
遺物 掘削箇所内では認められず、すべて裾付近で採集されたものである。現在の墳丘面は近世以降の盛土である可能性が高いため、本飛地に帰属するかどうかについては判断のつかないものである。埴輪片や土師器片を中心としており、確認された遺物の傾向は本誌第64号で示したものと様々なので、ここでは参考に一部を図版46-5、6に挙げておく。採集箇所は界標8～10号間（墳丘南面の裾付近）である。



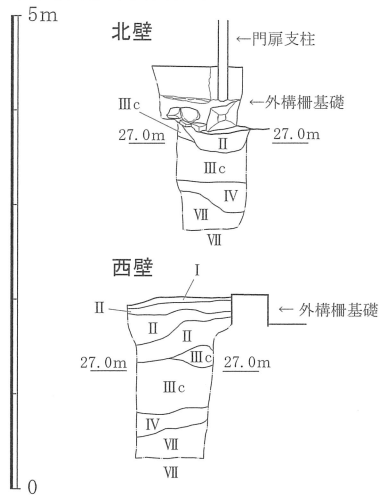
第81図 恵我藻伏崗陵飛地に号 調査箇所位置図 (1/600)

1は朝顔形埴輪の肩部である。高さは約7.5cmが残存する。外面は摩滅しておりハケメは確認できない。内面は指ナデである。2は蓋形埴輪立飾りの破片と考えられる。高さは約8cmが残存する。ハケメが確認できるほか、斜め上方からの工具による刺突痕が認められる。3は高坏の脚部である。坏部と脚端部は失われており、高さ約8cmが残存する。高坏は過去の調査でも多く確認されている。4は鞍形埴輪の縁辺部と考えられる。高さは約6.5cmが残存する。全体に摩滅しているが線刻による文様が認められる。

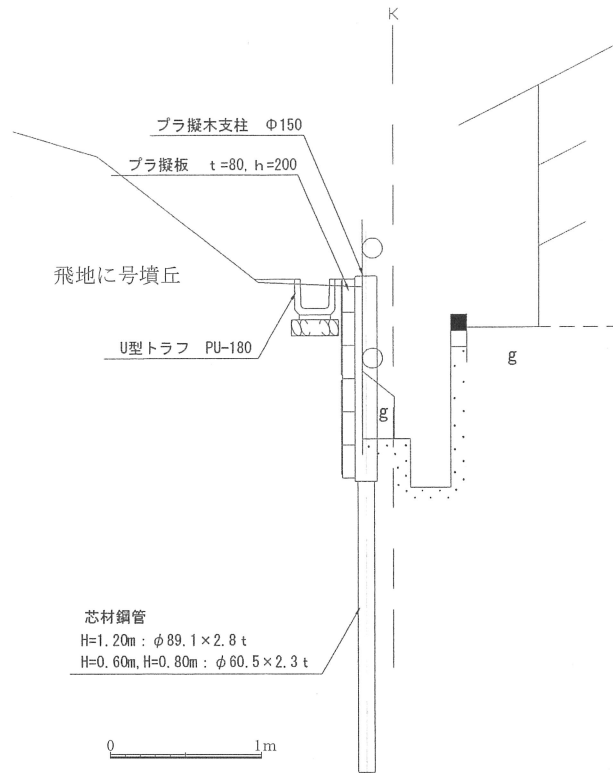
集水枡設置箇所平面図



集水枡設置箇所断面図



第82図 恵我藻伏岡陵飛地に号
集水枡設置箇所平面図・断面図 (1/80)



第83図 恵我藻伏岡陵飛地に号 工事断面図 (1/50)

まとめ

調査 所見としては、基本的に事前調査と同様であるが、集水枡設置箇所では、事前調査第1トレンチの所見を修正すべき結果が得られた。すなわち、事前調査では第1トレンチで葺石の残存する可能性を考えたが、葺石と考えた礫とその直上に堆積していたV層と考えた土層は、今回の調査によりIV層と修正しておきたい。よって、墳丘東北隅においても既に墳丘面が削られていると考えられよう。

遺物は、掘削箇所から出土したものはない。すべて墳丘裾付近での採集品である。事前調査の所見からも現状の墳丘第1段斜面は近世以降の盛土である可能性が非常に高いため、これらの遺物が本飛地に帰属する可能性は極めて低いと言わざるを得ない。

工事 工法は、当初布掘りにより基礎を設置する擁壁の工法も検討されたが、事前調査の結果を踏まえて、境界線に沿った土留板柵の設置として、支柱は打ち込みによるものとした。特に遺構が確認された範囲については、影響のないように境界線際まで離して設置している（第83図）。

なお、U字溝は土留板柵内側に土を充填した後に設置しており、掘削はおこなっていない。（清喜裕二）

註

- (1) 清喜裕二「応神天皇 恵我藻伏岡陵飛地に号排水路その他整備工事に伴う立会調査」『書陵部紀要』第64号〔陵墓篇〕、宮内庁書陵部、2013年。
- (2) 墳丘測量図は、『羽曳野市内遺跡調査報告書－平成元年度－』の図27を転載した（宮内庁調査箇所を追加）。



1 集水枡設置箇所 西壁土層断面（東から）



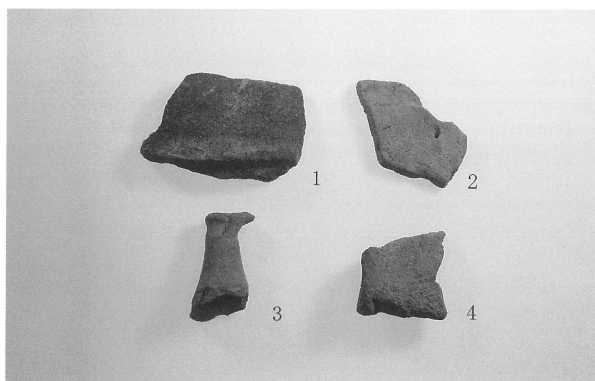
2 集水枡設置箇所 北壁土層断面（南から）



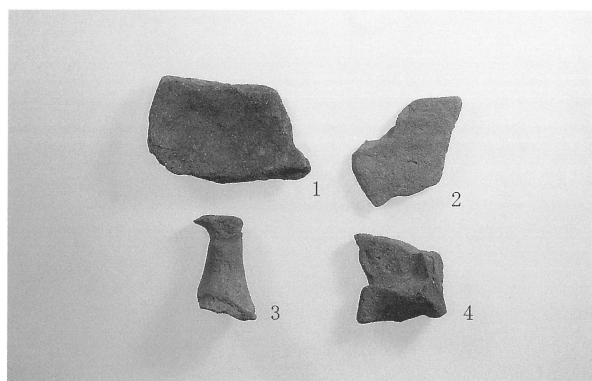
3 配水管接続箇所 西壁土層断面（東から）



4 配水管接続箇所 南壁土層断面（北から）



5 採集遺物（外面、表面）



6 採集遺物（内面、裏面）